

## 社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所運営 規程

### (事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会（以下「事業所」という。）が実施する指定訪問入浴介護及び指定介護予防訪問入浴介護（以下「指定訪問入浴介護」という。）事業所の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となった場合においても、居宅における入浴の援助等を行うことにより、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するとともに、利用者の心身機能の維持等を図ることを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 指定訪問入浴介護事業の運営の方針は、以下のとおりとする。

- (1) 利用者の要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態等となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。
  - (2) 事業者自らその質の評価を行い、常にその改善を図る。
  - (3) 常に利用者の心身の状況を的確に把握し、その置かれている環境等を考慮し、必要なサービスを適切に提供するとともにサービスの提供方法等については、利用者又はその家族に十分な理解が得られるよう努める。
  - (4) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
  - (5) サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用する。
- 2 事業実施に当たっては、筑紫野市及び地域の保健・医療・福祉サービス機関との綿密な連携に努める。
- 3 事業所は、正当な理由がある場合を除きサービスの提供を行う。

### (事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会
- (2) 所在地 福岡県筑紫野市岡田三丁目11番地1

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者1名を置く。管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 看護職員は、看護師又は准看護師を充て、根拠法令に規定する人数を置く。  
看護職員は、看護その他の指定訪問入浴介護の提供に当たる。

(3) 介護職員は、介護福祉士又はホームヘルパー1級及び2級課程修了者を充て、根拠法令に規定する人数を置く。介護職員は、介護その他の指定訪問入浴介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日及びサービス提供日は、日曜日から土曜日までとする。

(2) 営業時間及びサービス提供時間は、午前9時から午後5時までとする。

(指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 事業所が行う訪問入浴介護の内容は次のとおりとする。

(1) 浴槽を提供しての訪問入浴介護

(2) 健康状態の確認

2 指定訪問入浴介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問入浴介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、筑紫野市及び太宰府市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第8条 利用者が事業所の提供するサービスを利用するに当たっての留意事項は次のとおりとする。

(1) 利用者又はその家族は、利用者の心身の状況等に変化が見られた場合は、速やかに事業所に連絡しなければならない。

(2) 食後30分以内のサービスの利用は出来ない。

(3) 法定伝染病等、他の利用者に感染するおそれのある疾病がある場合は事前に、又は、発症した時点において事業所へ報告しなければならない。

(緊急時等における対応方法)

第9条 事業所及びその従業者は、サービスの提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたとき、又は事故が発生したときは、速やかに主治医に連絡し適切な措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、筑紫野市及び利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡しなければならない。

2 事業所は、事故の状況や事故に際して取った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものとする。

(衛生管理対策)

第10条 事業所は、利用者の使用する器具、その他の設備等について衛生管理

マニュアルを作成し、衛生的な管理に努める。

2 前項の衛生管理マニュアルの作成に当たっては、保健福祉環境事務所等の助言を受けるとともに、研修等により職員に周知徹底を行う。

3 事業所は、感染症が発生又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、職員については適宜に健康診断等を実施する。

(居宅介護支援事業者との連携)

第11条 事業所は、事業の実施に際し、居宅介護支援事業者及び必要と判断される場合は、主治医、保健・医療・福祉サービス提供者等と連携し、以下の場合には必要な情報を交換する。

(1) 利用者がサービス計画の変更を希望し、それが適切と判断される場合

(2) 次の理由により適切なサービス提供が困難と判断されるとき

ア 第8条に定める通常の事業の実施地域外の利用者で対応が困難な場合

イ 利用者が正当な理由がなく事業所の指示に従わないため、サービス提供ができない場合

ウ その他正当な理由により受け入れられないと判断した場合

(利用者に関する市への通知)

第12条 事業所は、次の場合には意見を付して筑紫野市に通知することとする。

(1) 利用者が正当な理由なしに事業所の指示に従わないことにより、自らの要介護状態を悪化させた場合、又は悪化させる恐れがある場合

(2) 利用者に不正な受給がある場合

(利益供与の禁止)

第13条 事業所及びその職員は、居宅介護支援事業者又はその従業者等に対し、利用者にサービスを利用させることの対価として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(秘密保持)

第14条 事業所及びその職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨を雇用契約の内容とする。

2 サービス担当者会議等において、利用者並びにその家族の個人情報を用いる場合は、利用者並びにその家族の同意をあらかじめ文書で得るものとする。

(苦情処理)

第15条 利用者やその家族から苦情等が生じた場合は、社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会福祉サービス利用に関する苦情処理規程（平成13年4月1日施行）に基づき、迅速かつ適切に対応するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、本事業の社会的使命を十分認識し、職員の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。

2 この規程の概要等、利用者のサービス選択に係る事項については、事業所内の見やすい場所に掲示する。

3 事業所がサービスを提供するに当たっては以下のことを遵守するものとする。

(1) あらかじめ利用者又はその家族に、サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得て、提供を開始する。

(2) 利用者の被保険者証により認定の有無や有効期間を確認する。また、認定審査会意見があるときには、それに配慮する。

4 本事業のサービスに関する提供記録については、それらを利用者に交付する。

5 前項に規定する提供記録、第11条第2項に規定する事故発生時の記録、第12条第2項に規定する筑紫野市への通知、並びに前条の苦情処理に関する記録については、整備の上、処理が完結してから5年間保存する。

6 福岡県及び筑紫野市、並びに国民健康保険団体連合会（以下「福岡県等」という。）からの書類等の提出の求めや質問・照会等に対応し、その調査に協力するとともに、福岡県等からの指導・助言に従って必要な改善を行う。

（補則）

第17条 この規程の施行に関し必要な事項は、社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成18年10月1日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

2 社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所運営規程（平成12年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この規程は、平成20年3月1日から施行する。